

銀行経営における刑事責任の追及

中 井 稔

はじめに

刑法に規定する背任罪は、会社・官庁の役職にある者が犯しやすいホワイトカラー犯罪の典型であるとされ¹⁾、被害者が株式会社の場合には特別背任罪が適用されるが²⁾、本稿では、最高裁平成16年9月10日第二小法廷判決を採り上げて、金沢市に本拠を置く北國銀行の頭取に対する背任被告事件について、その事実関係及び法令の適用について検討し、銀行経営と刑責の追及の在り方に言及してみたい。特に、この被告事件は、銀行業務の根幹をなす担保・保証の解釈をめぐるものであり、被告人を有罪とした原審が確定することは銀行経営のみならず経済活動全般に亘って障害を招くことが懸念されたのであって、その意味で本最判は重要な教訓であると思われるのである。

I 本最判の射程と下級審の動向

掲題の最高裁平成16年9月10日第二小法廷判決（『刑集』58巻6号，524ページ，『判時』1875号，148ページ）は、「原審は、事実を誤認して法律の解釈適用を誤った疑いがあり、破棄しなければ著しく正義に反する」としている。確かに被告人を有罪とした第一審・原審には様々な疑問点が散見されるのであり、本最判が「合理的な疑いが残る」したことは刑事事件について改めて注意喚起

1) 前田雅英『刑法各論講義（4版）』東京大学出版会，平成19年，320ページ。

2) 会社法960-961条に規定する特別背任罪は、刑法の背任罪より懲役刑及び罰金刑の何れにおいても重科となる。

を促した点で重要な意義を有するものである。以下、この問題に立ち入るに先立ち下級審の要旨を摘示してみる。

第一審・名古屋地裁平成11年1月19日判決（『刑集』58巻6号、607ページ）は、「被告人は、北國銀行頭取として、業務全般を統轄する立場にあり、特殊法人である石川県信用保証協会（以下、信用保証協会と略す）の専務理事・常任理事及び常勤理事（以下、この3名を協会役員らと称する）は、職務を誠実に遂行すべき任務を有していた。被告人は、北國銀行の利益を図ることを目的として、頭取としての影響力に基づいて正常な交渉とはかけ離れた不当な要求を協会役員らに行い（傍点筆者）、協会役員らと共謀し、協会役員らをしてその任務に背き当協会に財産上の損害を加えた。このことは、被告人が協会役員らと順次共謀を遂げたと認められ、協会役員らの義務違反行為を手段として自己の背任罪を犯したのであり、被告人は共謀に基づく背任罪の共同正犯者としての責めを免れない」として検察官の公訴事実を全面的に認容した。

次に、原審・名古屋高裁平成13年1月24日判決（『刑集』58巻6号、626ページ）は、「被告人は、いわゆる住専処理のために地銀生保ローンに対する債権放棄を迫られ、平成8年3月期は同社に対する37億円の有税間接償却を含めて前年度比で8倍もの大幅な債権償却をする事態に至り、少しでも業績低下を抑制する必要があったと認められ、信用保証協会の役員に対する自らの影響力を行使して信用保証協会から代位弁済を受けたいとの考えから、無理を承知で信用保証協会の常勤理事に対し免責通知の撤回を強く迫ることによって背任行為の共謀に及んだものと認められるのであり（傍点筆者）、被告人が個人的利益を全く受けなかったとしても、背任を共謀する動機がなかったと到底いえない」としている³⁾。

これら下級審の判断は、検察官の公訴事実を慎重に審理することなく、刑法

3) 長井圓「背任罪における自己答責原理と取引相手に対する共犯の成否」『神奈川法学』35巻3号、123ページには、本件第一審・原審を批判して、「従来の判例や理論的に検討しても、背任の共謀共同正犯の成立は極めて疑わしい」旨を強調している。なお、信用保証協会の役員（専務理事、常務理事、常勤理事）は別訴（名古屋地裁平成10年7月22日判決）で有罪が確定。

247条の条文に単に当て嵌めたとの疑念を払底できないのであるが、これを詳らかにするべく判決文に表れた事実関係を要約してみる。

II 本事案の事実関係と背任罪の構成要件

本事案の経緯を時系列で辿ると次の通りである。

- ① 本件の債務者であり保証依頼人である訴外・ウツミ精機は、平成3年に神奈川県から石川県寺井町に移転してきた搬送機械の加工製造会社であり、神奈川県綾瀬市所在のウツミ工機とともに企業グループを形成していた。
ウツミ工機の主力銀行は大和銀行であるが、ウツミ精機は石川県の企業誘致を受けて移転してきたことが契機となり北國銀行（寺井支店）を主力銀行としていたが、その後のバブル崩壊によって平成5年頃から経営が悪化していた。
- ② 北國銀行（寺井支店）は、ウツミ工機の主力銀行である大和銀行が平成5年1月に融資を打ち切るなか、ウツミ精機に対する融資を継続しており同年5月頃の融資残高は20億円を超えていた。
- ③ そのころ、北國銀行（寺井支店）はウツミ精機に追加融資を行う予定であったが、石川県信用保証協会の保証限度増枠により8,000万円の余裕が生じたので、平成5年5月14日に信用保証協会に申込書を提出し、信用保証協会は同年6月28日に8,000万円の保証を決定した。
- ④ 他方、綾瀬市所在のウツミ工機は同年6月28日に横浜地裁に会社整理を申立てた。北國銀行はウツミ精機が三菱重工の受注を確保できれば再建が可能と判断し引続き支援する方針に基づいて、同年6月30日にウツミ精機に対する信用保証協会の保証付き融資8,000万円（以下、本件債権と称する）の資金交付をした。
- ⑤ その後、北國銀行はウツミ精機の支援断念に方針転換し、それを伝えたことを受けて、ウツミ精機は平成5年7月9日に金沢地裁に会社整理を申立てた。

- ⑥ 信用保証協会は、保証付き融資の実行の約1週間後に会社整理申立てが起きた事実を照らし、北國銀行がウツミ精機の業績悪化を隠蔽したのではないかとの疑義をもったが、確たる証拠を見出すことが出来なかった。
- ⑦ 北國銀行は、平成6年3月31日に本件債権の期限の利益を喪失させたが、信用保証協会は業績悪化を隠蔽したとする確証が得られなかったので、北國銀行からの事故報告書を受領し、北國銀行は平成6年6月14日に代位弁済請求書を信用保証協会に提出した。
- ⑧ 信用保証協会は、代位弁済の手続きの過程でウツミ精機工場財団の機械166点(評価額:3億円)のうち機械(旋盤)4点(評価額:6千万円)が財団目録に追加されていないことに気付き、北國銀行に対して保証条件違反である旨を伝え、その後、目録追加漏れに関して、両者の間で折衝が行われた。なお、この時点で実際に機械4点の目録追加手続を行うことは、会社整理申立てに伴う保全処分の効力に遮られ不可能であった。
- ⑨ 平成8年1月中旬に北國銀行は信用保証協会と最終折衝を行ったが、代位弁済を拒否されたので、本件債権の無税間接償却を行うべく、信用協会からの免責通知書の交付を促し、信用保証協会は平成8年2月15日に免責通知書を交付した。なお、会社整理申立先に対する本件債権の無税間接償却を行うには保証問題の決着をつけることが先決である。北國銀行は、平成8年3月27日の取締役会にて本件債権の無税間接償却について決議した。
- ⑩ 平成8年3月28日に信用保証協会の常勤理事(北國銀行出身)は、北國銀行頭取室を訪問し、信用保証協会の基本財産増強計画(総額10億5千万円)の一環として、北國銀行の平成8年度負担金(4,300万円余)の拠出を依頼した。これに対して、北國銀行頭取は、「負担金拠出に応じられない、ウツミ精機の代位弁済拒否は無茶ではないか、160点余りの物件の追担4点ぐらいで否認は無茶ではないか、専務理事と相談しなさい」と元部下であった常勤理事を叱責した。そして、頭取は、同行審査部長に対して信用保証協会と代位弁済について折衝するよう指示した。

- ⑪ 北國銀行出身の常勤理事は頭取の叱責に驚き、専務理事と常務理事とに頭取の言動を報告した。その場で、専務理事、常務理事、常勤理事の3名は基本財産増強計画に支障が生じないようにするべく代位弁済に応じざるを得ないと合意した。なお、北國銀行は、平成6年度分負担金(4,227万円)、平成7年度分負担金(4,421万円)を拠出していた。その直後、信用保証協会を訪問した北國銀行審査部長に対して、常勤理事は代位弁済に応じざる旨を告げるとともに、同協会の職員に対して代位弁済を指示した。
- ⑫ 北國銀行頭取は、同行審査部長からの報告を受け、同行専務取締役役に信用保証協会を訪問し代位弁済応諾について謝意を表すよう指示した。また、同行審査部長は本件債権の無税間接償却の証明申請を取り下げた。
- ⑬ 平成8年4月1日、常勤理事は再度北國銀行頭取室を訪問し、基本増強財産計画の負担金拠出を依頼したところ、頭取は免責通知撤回に謝意を述べ、負担金拠出に応じざる態度を示した。その後、協会内部では免責通知撤回に反対する意見もあったが、常勤理事らはこれを説得し、代位弁済の実行に向けて手続が行われた。
- ⑭ 所定の手続きを経て、信用保証協会は、平成8年7月19日に北國銀行に対して8,000万円の代位弁済を実行した。

そもそも、刑法247条にいう背任罪は、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と規定している⁴⁾。本事案では、先ず、利益を受けた第三者は北國銀行であり(図利行為)、損害を蒙った本人は信用保証協会であり(加害行為)、信用保証協会の役員(専務理事、常任理事、常勤理事の3名)らが故意に8,000万円の免責を撤回する図利加害行為を行ったとの認定によって構成要件を充足する。次に、協会役員らは、他人(当協会)のために

4) 背任罪の解説として、前田・前載注1)320-340ページ及び西田典之『刑法各論(4版)』弘文堂、平成19年、232-244ページを各々参照。

その事務を処理する者（刑法65条所定の身分犯）に該当し、本人である信用保証協会に損害を加えることを目的に任務違背行為を行ったと認定しなければならない。さらに、協会役員らが任務違背行為をなした動機は北國銀行頭取の叱責であり、同人が背任行為を共同で実行した共同正犯（刑法60条）としなければ、当協会に身分なき北國銀行頭取を詐欺罪の共犯として訴追することはできないが、これらの点については様々な疑問があり、本事案の事実関係から背任罪の構成要件について検討してみる。

III 財団目録追加漏れと保証免責の関係

先ず、工場財団目録に記載された機械166点のうち4点の旋盤が目録追加漏れであることにつき、第一審の判決では“担保徴収漏れ”としている（『刑集』58巻6号、611ページ）。しかし、工場財団は、当該工場の生産の用に供する土地・建物及び機械装置を有機的に結合し一個の不動産と同じ状態にて担保に供するものであるから、北國銀行が取得した本件債権の財団抵当権の効力は工場に据付けられた4点の旋盤に及んでおり担保徴収漏れには当たらない。この目録追加漏れの旋盤が第三者対抗要件を備えているかは見解が分かれるが⁵⁾、当該旋盤を民法192条に定める即時取得した者に限り対抗要件が問題となる⁶⁾。しかし、現実には善意の第三者が工場に据付けられた旋盤を即時取得する事態など杞憂に過ぎないのであり、目録追加漏れの事実があったとしても、保証人が代位弁済を実行し財団抵当権が移転した後に保証人に実害が生ずる可能性は殆

5) 肯定説として、我妻栄『新訂 担保物権法』岩波書店、昭和58年、571ページ、我妻＝清水誠補訂『民法案内4-2（担保物権法・下）』一粒社、平成2年、61-62ページ及び柚木馨「工場抵当と機械器具目録の順位」『金法』400号、34ページを各々参照。否定説の根拠として、最高裁昭和32年12月27日第二小法廷判決（『民集』11巻14号、2524ページ）、最高裁平成6年7月14日第一小法廷判決（『民集』48巻5号、1126ページ）が挙げられるが、これらは本事案と射程を異にしており直接には当て嵌まらない。この点、高木多喜男『担保物権法〔4版〕』有斐閣、昭和56年、291ページを参照。

6) 即時取得に対抗できないとする文献として、遠藤浩ほか編『民法(3) 担保物権法』有斐閣、昭和56年、236ページ及び近江幸治『民法講義Ⅲ 担保物権法〔2版補訂〕』成文堂、261ページを各々参照。

どないのである。一般に、財団目録に未記載の機械等が存する場合には銀行実務上では追加するよう勧奨するが、しかし、実務上手堅く処理することと法的効果は別である。

加えて、目録変更業務を履行するのは抵当権設定者（債務者）の責務であるが、この目録変更業務は、煩雑で手数を要するのであり、時期を定めて1年に1回程度行うのが通常である⁷⁾。抵当権者（債権者）は専らこの手続きを促し変更に同意するのみであり、目録追加手続きを主体的に代行することは考えられない。抵当権者（債権者）は保証人に対して担保保存義務を負っていることは確かであるが、債務者の目録変更業務が特定の時点で遅延しているから担保保存義務に違反するとすれば、殆どの財団抵当権者は保証人からの義務違反の責めを免れないのであり、およそ債務保証と工場財団抵当権とは併存し得ないのである。これらの事項に照らし上記Ⅱに記載した事実関係をみると、幾つかの疑問点が浮き彫りになる。

第一に、上記Ⅱの⑥⑦⑧の通り、信用保証協会が北國銀行に不信感を持った主たる理由は、本件8,000万円の保証差入れと債務者の整理申立ての時期が接近していることにありと認められる。したがって、上記Ⅱの⑧のとおり、4点の旋盤が担保徴収漏れで保証条件に違反するとしたのは藉口であり不信感の表れに過ぎないと考えられる。

第二に、信用保証協会が北國銀行と折衝し、4点の旋盤の目録追加手続きを行うことで一旦妥協案が成立したものの会社整理申立てに伴う保全命令の効力により実行できなかったとするが（上記Ⅱの⑧及び『刑集』58巻6号、611ページ）、これは明らかにおかしい。すなわち、債務者であるウツミ精機が金沢地裁に会社整理を申立てたのは平成5年7月9日であり（上記Ⅱの⑤）、信用保証協会が免責通知書を交付したのは平成8年2月15日（上記Ⅱの⑨）であるから、その間の折衝で、延々と目録追加手続きを交渉するのは如何にも不自

7) 本事案では、当該工場財団の組成物件を1年毎に見直す予定であり、平成5年8月乃至9月に追加変更登記を予定していたとしている（『刑集』58巻6号、552ページ）。

然である。商法に定める会社整理は再建を旨とする法的手続であって、そのためには会社財産の散逸を防止する保全命令が絶対的な意義を有するのであり、裁判所の保全命令後に目録追加手続きを詮議しても無意味である。

第三に、原審・名古屋高判は、「免責事由は、同通知書に記載された機械4点の担保徴収漏れの事実に限定されず、北國銀行は債務者の業況悪化の事実を隠蔽していたから信義則に違背する」とするが（『刑集』58巻6号、633ページ）、この判示は甚だ疑問がある。むしろこの判示は機械4点の担保徴収漏れだけでは免責事由として根拠薄弱であることを自認するに等しいと解される。加えて、証明のない疑わしい事柄を有罪の結論を導く補強とすることは、刑事訴訟法の“疑わしきは被告人の利益”とする基本理念を没却することになりかねない。仮に北國銀行の一連の行動が“信義則に違背する”のであれば、それを立証するのが検察官の使命であり、その内容を検証するのが裁判所の役割であると考えられる。

IV 図利加害行為と本事案への当て嵌め

北國銀行頭取の叱責を受けて、信用保証協会の役員らが保証の免責通知を撤回し代位弁済を実行したことが直ちに任務に背く行為であることに疑問がある。何故なら、役員らが最も懸念したのは当協会の基本財産増強計画が北國銀行との関係悪化により支障が生ずることであり、これを回避するべく免責通知を撤回したとしても、一方で増強計画の円滑な履行によって当協会は利益を受けることになる。

のみならず、北國銀行は当協会にとって全体の5割弱を占める最大の保証先であり、本件代位弁済の拒絶を契機として関係悪化が深まると当協会の業務遂行に障害が生ずることは容易く予測されるところである。したがって、協会役員らがこれらを比較考量のうえ敢えて免責を撤回し譲歩したとしても、当協会の利益を目的としそれが斟酌してなされた行為であれば、任務違背行為に該当しない。

たとえば、自行存続のために他行との合併を進める過程で配当を継続した事実から、その銀行の頭取らに違法配当罪が問われた旧長銀事件について、最高裁平成20年7月18日第二小法廷判決は最終的に無罪を言渡した⁸⁾。この事案では、旧長銀頭取らは苦渋の選択として配当を継続したのであり、何ら凶利加害行為が認められないことが結論に少なからぬ影響を与えたと思われる。なお、この事案で、仮に旧長銀頭取らに特別背任罪が成立する場合には、財産危殆罪に過ぎない違法配当罪では訴追されない⁹⁾。

この凶利加害行為について、西田典之教授は、「背任罪は全体財産に対する罪であるから、一方において損害があっても、同時に、他方においてこれに対応する反対給付があるときには、財産上の損害を否定するのが通説」であると明言しており¹⁰⁾、前田雅秀教授も、「任務違背に及ぶ行為のうち、その動機が『本人のため』であったと認定されれば、背任罪は否定される」旨を述べている¹¹⁾。

この点につき本件最高裁判決は、「信用保証協会の役員らは、(ア)代位弁済に応ずることにより北國銀行の負担金抛受を受け基本財産増強計画を促進するか、(イ)北國銀行からの負担金を断念しても代位弁済を拒絶すべきか、両者の利害得失を慎重に総合検討して態度を決定すべき立場にあったから、代位弁済に応ずることが直ちに任務に背く行為に当るとは即断できない」と判示しており(『刑集』58巻6号、528-529ページ)、これが妥当な判断である¹²⁾。なお、信用保証協会の役員らは反対意見を述べる職員らに、「超法規的措置だ」などと言って納得させたとする箇所があるが(『刑集』58巻6号、619ページ)、この発言を殊更に取り上げてみても所詮“ことばの綾”と思われる。

8) この件につき、中井稔「銀行破綻と経済刑法の適用」『経済論叢』181巻4号、1-14ページを参照。

9) 佐々木史朗編『判例経済刑法大系 第1巻』日本評論社、平成14年、150ページを参照。

10) 西田・前載注2)237ページ。

11) 前田・前載注1)329ページ並びに香城敏磨『刑法と経済刑法』信山社、平成17年、461ページを夫々参照。

12) この最判の解説として、上田哲「時の判例」『ジュリスト』1298号、165-167ページを参照。

V 共同正犯の構成要件と本事案への当て嵌め

刑法60条に定める共同正犯が成立するには、複数の者の間に、①共同実行の意思と②共同実行の事実が認められなければならない¹³⁾。この犯罪構成要件は、複数の者の間で「意思の連絡」が存することが前提となるが、本事案の場合、北國銀行頭取の立場からして、真に平成8年度負担金(4,300万円余)の拠出を拒否できたか否かは措くとしても、頭取が信用保証協会の役員らと接触したのは、北國銀行出身の常勤理事と面談した平成8年3月28日の一度限りである(上記Ⅱの⑩)。この事実からは、頭取の意向に対して常勤理事が過剰に反応したとみる余地があり¹⁴⁾、信用保証協会に意図的に損害を加えようとする「意思の連絡」があり、順次共謀を遂げたとすることに無理があると考えられる。また、この交渉の過程で免責通知の撤回を求めることが、特段、不当な要求を行ったとは断定できない。原審・名古屋高判には、「被告人は過去に工場財団抵当の実務を経験し、保証義務違反による免責事由の問題点を指摘していた」旨を記すが(『刑集』58巻6号, 638ページ)、そうであれば、被告人・頭取の「160点余りの物件の追担4点ぐらいで代位弁済拒否は無茶ではないか」との発言(上記Ⅱの⑩)は正当な指摘であり、無理を承知で、正常な交渉とはかけ離れた不当な要求を行ったことにはならない。

この点、原審・名古屋高判は、「全体の経緯や事務担当者間の実質的合意を無視したもので、正当な指摘といえない」旨を記し控訴理由を斥けているが(『刑集』58巻6号, 638ページ)、上記Ⅲで触れたとおり、北國銀行事務担当者と同協会事務担当者との間の交渉には、工場財団抵当や保全命令の法的効力に関する理解不足が窺われるのであるから、最終責任を負うべき立場の被告人・頭取が事務担当者間の実質的合意を覆すことには何ら咎められるべき筋合いの

13) 刑法60条について、松宮孝明『刑法総則講義[2版]』成文堂、平成11年、242及び247ページ、大塚仁『刑法概説(総論)[3版]』有斐閣及び平成9年、276ページ及び川端博『刑法総論講義』成文堂、平成7年、528ページを夫々参照。

14) 上田・前載注10)166ページを参照。

ものではない。

共同正犯について、関哲夫教授は、「身分者と非身分者とが実行行為を挟んで利害関係を異にして、むしろ対立・対向し合っているときには、共同正犯を肯定することは困難である」旨を述べており¹⁵⁾、林幹人教授は、「非身分者の申入れが通常程度のものであり、身分者の違法行為を惹起する危険性が高度でなく、その行為自体にある程度の有用性がある場合には、共犯の成立を否定すべき」旨を指摘している¹⁶⁾。本最判に関する判例時報の解説では、これら学説を引用した上で「本件では、北國銀行頭取は信用保証協会常勤理事が別件で訪問した機会を捉えて、免責が理不尽と考える具体的理由を指摘してなされた一回限りの申入れにとどまり、同行審査部長に信用保証協会を訪問するよう指示していることから、北國銀行頭取は上記申入れを再交渉に始まり程度にとらえていたと見る余地がある」旨を記している¹⁷⁾。前田雅秀教授も、「北國銀行頭取の働き掛けは背任行為を強いるものではなく、信用保証協会役員らの行為が同協会に対する背任罪と評価されるとしても、同頭取を共謀共同正犯と評価することは認定事実を前提にする限り困難である」旨を述べている¹⁸⁾。

銀行経営の上で様々な取引をめぐる相手先との交渉は、利害が対立し対向し合っているのが通常であり、当方の利益を追求し相手先の譲歩を迫ることは日常茶飯事である。上田哲最高裁調査官は、本件を「複雑で多面的な性格を有する社会的・経済的事象を背景としてなされた行為」と評価するが¹⁹⁾、しかし、これは寧ろ単純な交渉に属すると思われるのであり、本件の如く交渉の過程で相手先の譲歩を迫った結果から、そこで生じた損失に関して背任罪が成立する

15) 関哲夫「背任罪の共同正犯についての一考察」322-323ページ（西原春夫ほか編『佐々木史郎先生古希祝賀 刑事法の理論と実践』第一法規出版、平成14年に収録）。

16) 林幹人「背任罪の共同正犯」『判時』1854号、3-8ページ及び中森喜彦「背任罪の共同正犯」『研修』609号、3-7ページを夫々参照。

17) 「銀行の頭取が信用保証協会の役員と共謀して同協会に対する背任罪を犯したと認めるには合理的な疑いが残るとされた事例」『判時』1875号、149-150ページ。同旨の見解として上田・前載注10)166ページ。

18) 前田・前載注1)335ページ。

19) 上田・前載注10)167ページ。

可能性があるとするれば、これは憂慮すべき事態を招くことになる。

総 括

石川信用保証協会をめぐる背任被告事件では、訴外・ウツミ精機社長は自殺し、北國銀行頭取は勾留・起訴を契機に解任されるといった不幸な結果を招いている²⁰⁾。

被告人を有罪とした原審・名古屋高判は、住専問題を契機とした当時の風潮である“銀行悪者論”に左右された可能性を払底できないものと思われる。この被告事件について、上田哲最高裁調査官は、「抽象性が高く評価的性格の濃厚な犯罪構成要件への該当性を問う刑事事件の立件・訴追においては、事実の取り上げ方やその評価が一面的な見方に流れて均衡を失ったものになっていないかが慎重に吟味されるべき」旨を述べるが²¹⁾、何れにせよ、被告人を有罪とした第一審・名古屋地判や原審・名古屋高判の事実認定には偏りがみられ判断遺脱の誘りを免れないであろう²²⁾。

また、この被告事件の下級審では、担保徴収漏れとされた機械4点の評価額が6,000万円に対して、本件代位弁済額が8,000万円であることが殊更に審理されているが、工場財団の担保評価額は、あくまで保有する企業の存続性 (going concern) を大前提としており、破綻した企業の資産価値は著しく異なるのであって²³⁾、だからこそ訴外・ウツミ精機は会社整理を申立て再建に注力

20) 北國銀行の平成10年3月期有価証券報告書によれば、「石川県信用保証協会の代位弁済を巡る不祥事に関して、平成10年3月9日に行政処分を受けたことは痛恨の極みである」旨の記載はあるが、本陣頭取の平成9年10月解任については何ら触れられていない。

21) 上田・前載注10)167ページ及び前載・注15)『判時』1875号、150ページを夫々参照。

22) 『日本経済新聞』平成9年10月9日(朝刊及び夕刊)は、「本陣北國銀行頭取らの逮捕は、石川県信用保証協会に不正な代位弁済をさせ同協会に8千万円の損害を与えたとして、背任の疑いによるもの」とし「融資先から殆んど担保を取らない事実上の無担保融資の疑いが強く、この融資先は融資直後に経営が破綻しており、名古屋地検特捜部は、銀行側に融資の時点から協会に代位弁済させようとの意図あったのではないかとみて、本陣容疑者らを追及している」と報じており、判決の内容と隔たりが感じられる。

23) 中井稔「貸借対照表の複合的な機能とその活用について」『経済論叢』178巻1号、3ページ及び11-12ページを参照。

したと認められる。

本事案では、北國銀行事務担当者と同協会事務担当者との間の交渉が難航したことが契機となっているが、両者の中で財団抵当や免責に関する法的意義について十分な理解が共通化されていたとは言い難いのであり、銀行経営において、事務担当者に実務上の取扱いとは別に基本的な法理論の習得を図るべく教導することが肝要である。

最後に、銀行経営者や幹部職員は、利害が対向する者と熾烈な交渉を重ねることは屢々生ずるのであるが、その結果、相手先が譲歩し損失が生じた場合に、非身分者でありながら背任罪の共謀が問擬されるとすれば²⁴⁾、交渉自体が疑心暗鬼を招き業務遂行に著しい障害が生ずることになる。その意味で本最高裁判決を吟味し教訓とすることは銀行経営にとって大変有意義であると考えられる。

24) 非身分者に特別背任罪の共謀が成立とする事例として、平成15年2月18日最三決・『刑集』57巻2号、161ページを参照。背任罪の共同正犯ではなく幫助罪にとどまるとする事例として昭和57年4月22日最一判・『判時』1042号、147ページを参照。